

第2次

摂津市教育振興基本計画(案)

令和 8 年 3 月
摂津市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定	1
1 計画策定の背景・趣旨	
2 国・大阪府における教育振興基本計画の策定	
3 計画の位置付け	
4 計画の対象範囲	
5 計画の期間	
6 計画の構成	
7 計画の進捗管理	
第2章 社会・教育・本市の状況	3
1 社会を取り巻く状況	
2 教育を取り巻く状況	
3 本市の児童生徒・教職員・教育の状況	
第3章 教育のめざす姿	12
1 教育大綱	
2 教育大綱と計画の体系	
第4章 基本目標と施策の展開	
基本方針 1	16
こどもたち一人ひとりが、自ら未来を思い描き、主体的に切り拓く 「生きる力」を育みます	
基本方針 2	24
人と人をつなぐ「ことばの力」を育みます	
基本方針 3	30
家庭、地域、学校とともに生涯にわたる「学びの輪」を広げます	
基本方針 4	36
豊かな学びを支える教育環境をつくります	

第1章 計画の策定

1 計画策定の背景・趣旨

近年、社会は人口減少や少子高齢化の進行、グローバル化、労働者不足、そして急速なデジタル化など、かつてない速度で変化しています。こうした中で、こどもたち一人ひとりが多様な価値観を尊重しながら、自らの人生を切り拓き、社会の形成に主体的に参画していく力を育むことが求められています。

平成18年12月に教育基本法が改正され、国においては、教育の振興に関する施策の基本的な方針や講すべき施策等に関する基本的な計画を定めるとともに、地方公共団体においても、国の基本的な計画を参照し、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めることとされました。

国では平成20年7月に、大阪府では平成25年3月にそれぞれ教育振興基本計画(第1期)が策定されました。摂津市では、令和3年3月に「第1次摂津市教育振興基本計画」を策定し、「つながり 未来を拓くせつの教育」という教育理念のもと、10の基本目標に沿って教育行政の推進に取り組んできました。GIGAスクール構想^{※1}のもとでの1人1台端末環境の整備やICT^{※2}を活用した学習の充実、特別支援教育の充実、キャリア教育の推進等、計画に基づいた取組を展開し、教育の振興に取り組んできましたが、この間にも教育を取り巻く環境は大きく変化し続けています。

第1次計画の計画期間満了に伴い、本市の教育が直面する課題と、次代を担うこどもたちの学びの姿を見据えつつ、教育振興のための基本的な方向性を定め、総合的・計画的に施策を推進することを目的に、本計画を策定します。

2 国・大阪府における教育振興基本計画の策定

国では、教育基本法第17条第1項に基づき、教育の振興に関する施策を総合的・計画的に推進するため「教育振興基本計画」を策定しています。令和5年6月に「第4期教育振興基本計画」が閣議決定され、総括的な基本方針・コンセプトとして「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイング^{※3}の向上」を掲げ、その下に今後の教育政策に関する基本的な方針として「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」、「誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」、「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」、「教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進」、「計画の実効性確保のための基盤整備・対話」の5つを定めています。

また大阪府では、令和5年3月に「第2次大阪府教育振興基本計画」を策定し、「人生を自ら切り拓いていく人」「認め合い、尊重し協働していく人」「世界や地域とつながり社会に貢献していく人」を「大阪の教育がはぐくむ人物像」として掲げ、子どもたちの資質・能力を育成するとしています。

※1 GIGAスクール構想:1人1台の情報端末を小中学校に配備し、教育の質を向上させることを目的に文部科学省より発表された政策。すべての児童生徒に対して、ICT(情報通信技術)を活用した教育環境を整備し、個別最適化された学びを実現することを目的としている。

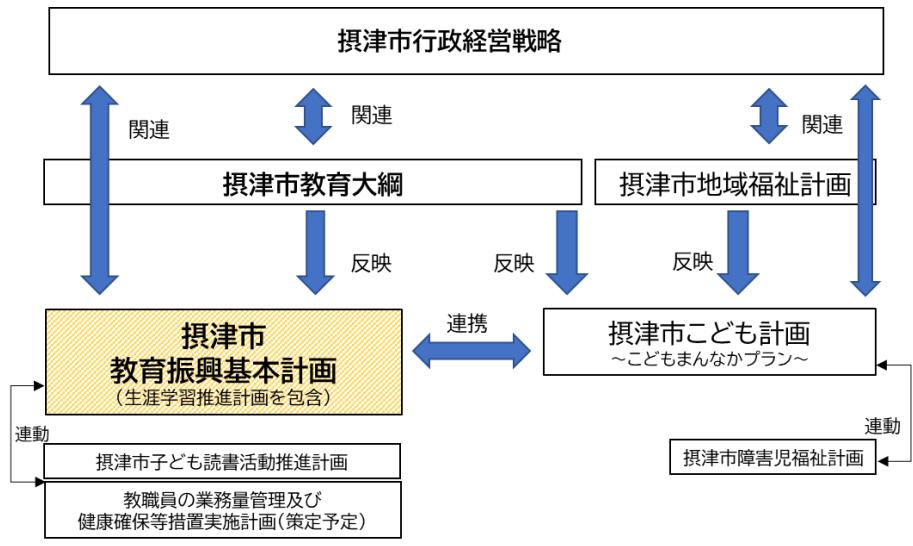
※2 ICT:情報技術(IT)と通信技術を組み合わせたもので、コンピュータやインターネットを通じて情報を伝達・共有する技術全般を指す。

※3 ウェルビーイング:身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを指し、短期的な幸福だけでなく、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。個人の幸福感だけでなく、コミュニティや社会全体の幸福感も考慮されるべきであるという考え方に基づくもの。

3 計画の位置付け

「摂津市教育振興基本計画」は、「摂津市教育大綱」を教育理念として、教育基本法第17条第2項に基づき策定する計画です。

本計画のもと教育の振興に取り組むとともに、様々な関係機関と連携を図りながら、効果的に施策を推進します。



【図 1-1 計画の関連図】

4 計画の対象範囲

本計画は、就学前教育と義務教育及び幼児から高齢者までの生涯学習を主な対象とします。

5 計画の期間

令和8年度から令和13年度までの6年間とします。

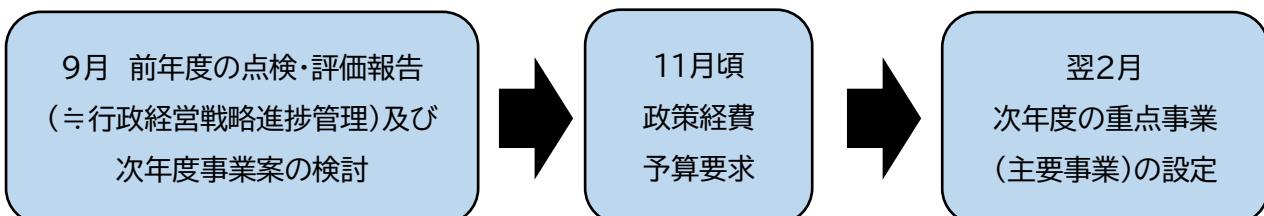
なお、社会状況などの変化により見直しの必要が生じた場合は、国や大阪府の動向を考慮しながら、適宜見直しを行います。

6 計画の構成

第2章で社会・教育・本市の状況を分析、第3章では本市の教育のめざす姿として、教育理念・基本方針・基本目標・施策を明確化、第4章では今後推進する施策の展開を示しています。

7 計画の進捗管理

本計画の推進にあたり、毎年、次年度の重点事業(主要事業)を設定し、年度終了後に「摂津市の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書」において、重点事業等の取組について点検・評価し、それを踏まえた次年度事業について検討することで、効率的・効果的な教育行政を推進します。



【図 1-2 計画の進捗管理サイクル】

第2章 社会・教育・本市の状況

1 社会を取り巻く状況

(1) 人口減少と地域構造の変化

我が国では、少子高齢化が急速に進展し、人口減少社会が到来しています。総務省・厚生労働省の統計によると、日本の総人口は令和7年6月時点で1億2400万人を下回り、出生数は過去最低を更新しました。こうした中で、都市部への人口集中と地方の過疎化が進行し、地域間の人口構造の差が拡大しています。特に若年層の減少は、地域コミュニティの維持や産業人材の確保に影響を及ぼしており、社会全体の持続可能性が問われています。

(2) デジタル化と社会構造の転換

デジタル化が急速に進み、社会や生活のかたちは大きく変化しています。AI、データサイエンス^{※1}、ロボティクス^{※2}等の新技術が急速に社会へ浸透し、産業構造や働き方、行政サービス等、社会の仕組みそのものが新しい姿へと移行しつつあります。こうした中、国は令和3年3月に閣議決定した「第6期科学技術・イノベーション基本計画」において、デジタル技術を活かして多様な人々が安心して豊かに暮らせる社会である「Society5.0^{※3}(超スマート社会)」をめざす未来像として掲げ、持続可能で強靭な社会への転換を求めています。

(3) こども基本法とウェルビーイングの重視

令和5年4月に施行された「こども基本法」では、日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、全ての子どもが心身の状況、おかれている環境などにかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすこととしています。また、こどもに関する施策の推進に向けて策定された「こども大綱」では、全ての子どもが身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざす社会、すなわちウェルビーイングの向上を重視する方針が示されています。社会全体で子どもの声を聴き、育ちを支える仕組みを構築するために、教育、福祉、労働等、多様な分野が連携する動きが進んでいます。

(4) 地域共生社会と多文化共生の深化

グローバル化や人の移動の活発化により、我が国では多様な文化的背景を持つ人々が地域社会の構成員として増加しています。出入国在留管理庁の統計によると、令和7年6月末の在留外国人数は約395万人に達し、過去最多を更新しました。こうした中で、国は令和2年9月に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、生活支援、防災、行政手続きなどの多言語化や地域での支援体制整備を全国的に推進しています。労働力の国際化や外国人住民の定住化の進展により、地域社会全体での相互理解と共生の促進が重要となります。多文化共生社会の実現は、教育、福祉、雇用、まちづくり等、幅広い分野にわたる社会的課題として位置づけられ、国籍や文化の異なる人々が互いに尊重し、対等な関係で地域社会の一員となる取組が全国的に展開されています。

(5)生涯学習の多様化とコミュニティの重要性

近年、デジタル技術を活用したリモートワークやオンラインでのコミュニケーションが急速に拡大し、ここ数年で人々の生活様式は激変しています。これにより、様々なサービスを受けるにあたって利便性・迅速性は向上していますが、人と人とのつながりや地域のコミュニティの希薄化が懸念されています。

自ら学びなおし、愛着を持ってまちづくりに参画することは、地域のつながりを維持し、持続可能な社会を実現するために重要です。これらを踏まえ、自身の生活に合わせた学びの機会や場を充実させることや、学んだことを自身の成長にとどめるだけでなく地域に広げることができる仕組みづくりが求められています。

※1 データサイエンス:大量のデータを収集・分析し、そこから価値ある情報や洞察を引き出す学問や技術のこと。

※2 ロボティクス:ロボットの設計、製造、運用、制御に関する学問及び技術のことを指す。一般的にはロボット工学ともいう。

※3 Society5.0(ソサエティ 5.0):日本がめざす未来社会の概念であり、2016年に閣議決定された「第5期科学技術基本計画」において提唱された。この社会は、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させ、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会をめざす。具体的には、IoTやAI、ビッグデータを活用して、社会の様々な問題を解決し、新たな社会の在り方を実現することをめざす。

2 教育を取り巻く状況

(1)次期学習指導要領の論点整理

2030年以降全面実施される次期学習指導要領については、「主体的・対話的で深い学びの実装」、「多様性の包摂」、「過度な負担を避け実現可能な制度」を柱に据え、検討が進められています。変化が激しい不確実な社会の中で、生涯にわたり主体的に学び続け、学びを通じて自分の人生を舵取りし、社会の中で多様な他者とともに生きる力を育むことが求められます。

(2)教育DX^{※1}の推進

国は、令和7年6月に「教育データ利活用ロードマップ」を改訂し、教育DXの一層の推進を示しています。GIGAスクール構想により整備された1人1台端末と学習データの活用は、個別最適な学びと協働的な学びの充実に寄与しており、児童生徒の理解度や進度に応じた柔軟な指導が可能となっています。一方で、教育データの適切な取扱い、情報モラル教育の充実、教員のICT活用力向上、校務DXの推進等、環境整備に関する課題も生じています。

(3)誰一人取り残されない学びの保障

国は、不登校について、令和5年3月に「COCOLO プラン」を策定し、不登校児童・生徒の学びの場の確保、心の小さなSOSを見逃さず「チーム学校」で対応すること、学校を「みんなが安心して学べる場」にすることの必要性を示しました。いじめについては、令和6年8月に「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂され、重大事態案件が増加する昨今の状況に合わせて、未然防止や平時の備え、申し

立てがあった際の学校や関係者の対応の明確化等を示しました。こうした中、国が公表した「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると、不登校児童・生徒数は全国で35万3970人、いじめ重大事態の発生件数は1,405件といずれも過去最多となり、全てのこどもたちが安心して学ぶことができる「誰一人取り残さない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が引き続き求められています。

(4)インクルーシブ教育^{※2}の推進

社会の多様化が進む中で、障害の有無や性別、文化的背景などに関わらず、すべてのこどもがともに学べるインクルーシブ教育の推進が一層求められています。令和4年4月に国が通知した「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」では、特別支援教育は、共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要であり、その実現に向けては、障害のあるこどもとないこどもが可能な限りともに学ぶことの追求と、障害のあるこどもの自立と社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を両輪として体制整備を進めるよう示されました。また、令和5年度の国調査「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」によると、公立学校における日本語指導が必要な児童・生徒は年々増加していることが報告されています。

(5)効果的で質の高い教育を実現するための働き方改革

社会のめまぐるしい変化とともに学校に求められる役割が多様化していることから、教職員の業務増加と長時間労働は全国的な問題となっています。教職員が心身ともに健康な状態で、自らも学び、専門性を最大限に発揮しながら児童生徒に向き合うため、働き方改革に取り組む必要があります。令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等」が一部改正され、令和8年4月(一部は令和8年1月)から施行されます。また、各自治体に対し教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付け、教員が本来の教育活動に専念できる環境を整備することが求められています。

※1 教育 DX(デジタルトランスフォーメーション):デジタル技術を活用して、学習方法や教育活動の進め方を見直し、より効果的で分かりやすい教育へと改善していく取組。

※2 インクルーシブ教育:障害の有無、性別、国籍、言語、家庭環境などの違いを理由に排除されることなく、すべてのこどもが教育を受ける権利を持ち、個々のニーズに応じた適切な支援を受けられる環境を整えること。

3 本市の児童生徒・教職員・教育の状況

(1)児童生徒数の状況

摂津市における小学校・中学校の児童生徒数は、安威川以北地域では増加傾向がみられる一方、安威川以南地域では減少が続いている。今後も、児童生徒にとってよりよい環境を整えるため、学校規模の適正化を含めた検討が求められます。

【表 2-1 学校別児童生徒数の推移】

●小学校児童数

学校名	H26	R2	R7
鳥飼	307	226	175
味舌	437	445	562
千里丘	318	338	602
味生	321	287	273
摂津	682	910	920
別府	498	484	434
三宅柳田	581	514	478
鳥飼西	570	445	421
鳥飼北	549	378	337
鳥飼東	245	184	136
計	4508	4211	4338

●中学校生徒数

学校名	H26	R2	R7
第一中	541	529	690
第二中	585	498	396
第三中	433	383	443
第四中	434	391	384
第五中	325	252	186
計	2318	2053	2099

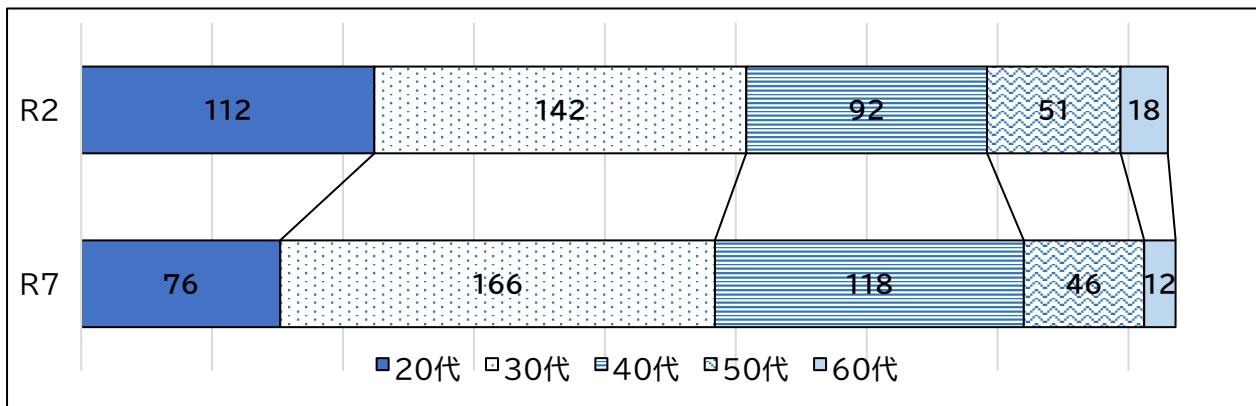
※鳥飼小学校と鳥飼東小学校は令和8年度より統合。

(2)教職員の状況

いわゆる団塊の世代と呼ばれる世代が定年退職し、令和2年度は20代・30代の教職員が全体の約6割を占め、比較的若い層の構成が高い状況でした。令和7年度は、30代・40代の中堅層が最も多い状況は変わりませんが、20代の教職員の比率が著しく減少しています。

また、社会状況や子どもの変化等を背景として、学校が担う業務の範囲が拡大し、複雑化・多様化しています。課題の解決には、教員一人ひとりの指導力を向上させるとともに、教育課題の多様化に応える専門性を備えた支援人材等の配置や、教員が子どもと向き合う時間を確保するための取組を推進し、学校が本来行うべき教育活動に専念できる環境整備をさらに進める必要があります。

【表 2-2 年代別教職員数※】



【表 2-3 摂津市が配置している支援人材の一覧】

名称	内容
ICT支援員	小中学校の教員に対して、タブレット型 PC の活用事例等や授業提案を行う。
外国人英語指導助手(ALT)	英語を母語とする外国人を中学校区に1名を通年派遣し、外国語活動や外国語の授業において学級担任や教科担当とのチームティーチングを行う。
学習サポーター	児童生徒の学力向上と学習習慣の定着のため、小中学校における学習活動の支援を行う。
学校教育相談員	経験の浅い教員の授業、学級経営、生活指導などについての助言を行うため、小中学校への巡回指導を行う。
学校生活介助員	学校生活全般において、日常的に介助が必要な児童生徒に対して支援を行う。
学校等広報活動支援員	小中学校等(こども園、図書館など)の特色ある取組、教育委員会の各事業の活動などを取材し、摂津市教育委員会の YouTube チャンネル等で発信する。
学校読書活動推進支援員	児童生徒の読書活動を推進させることを目的とし、学校図書館の環境整備や図書の推薦、教員の読書指導の支援等を行う。
教育活動支援員	校長の学校経営方針のもと児童生徒の個別の学習指導や生活指導の支援、集団指導の支援などを行う。
教育支援嘱託員	適応指導教室(パル・アミ・メイト)に通う不登校の児童生徒を対象に、学習指導や社会的自立のための支援を行う。
教育指導嘱託員	経験の浅い教員の授業、学校経営についての助言を行うため、小中学校への巡回指導を行う。
国際理解教育社会人講師	児童生徒に他国・地域の言語や文化について、活動を通じて説明・紹介を行う。
作業療法専門員	作業療法士の視点から、児童生徒の学びの場の選択や自立活動等について指導助言を行う。
さわやかフレンド	不登校の児童生徒に対して、学生・大学院生による有償ボランティアが話し相手や遊び相手、学習補助を行う。
障害児等支援員	重度重複障害児童生徒が在籍する学校に配置し、対象児童生徒の生活介助・訓練・作業及び学習指導の補助を行う。
進路選択相談員	高等学校、専門学校、大学等への進学に際して、経済的理由等により進学または就学を行うことが困難な生徒及びその保護者に対して相談、支援を行う。
スクールカウンセラー(SC)	児童とその保護者を対象に、発達相談や教育相談を行う。
スクールサポーター	教員が子どもと向き合う時間を確保するため、教職員の事務作業負担を軽減する。
スクールソーシャルワーカー(SSW)	不登校や問題行動等の課題を抱えた子どもに対して、福祉の視点を取り入れた支援方法を用いて課題解決を行う。
特別支援教育推進指導員	学校における個に応じた指導と支援を充実させるため、専門家が小中学校を巡回し、指導助言を行う。
日本語指導講師	海外からの帰国子女及び渡日児童生徒に対する適切な学校教育の機会の確保を図るために母語指導も含めて日本語指導を行う。
部活動指導員	部活動顧問として専門的な技術指導による生徒の技術向上と当該部活動の顧問教員の業務時間、精神的な負担軽減を行う。
部活動補助員	当該部活動の顧問教員のサポート的役割として、生徒に対して専門的な技術指導を行う。

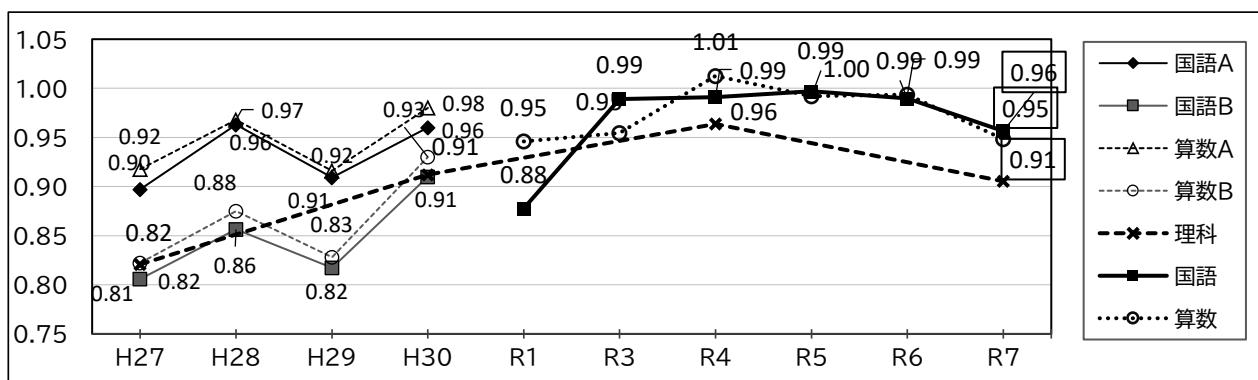
(3)児童生徒の学力の状況

全国学力・学習状況調査における学力調査の結果では、全国平均を1としたときの摂津市の平均正答率の値は、小中学校ともに、年度により上下があり、全国平均に近づいている年度はあるものの、全国平均に達していない状況です。この背景には、学習内容の難易度が高まる小学校高学年段階において、学習のつまずきが生じやすく、学力の停滞や低下につながっていると考えられます。

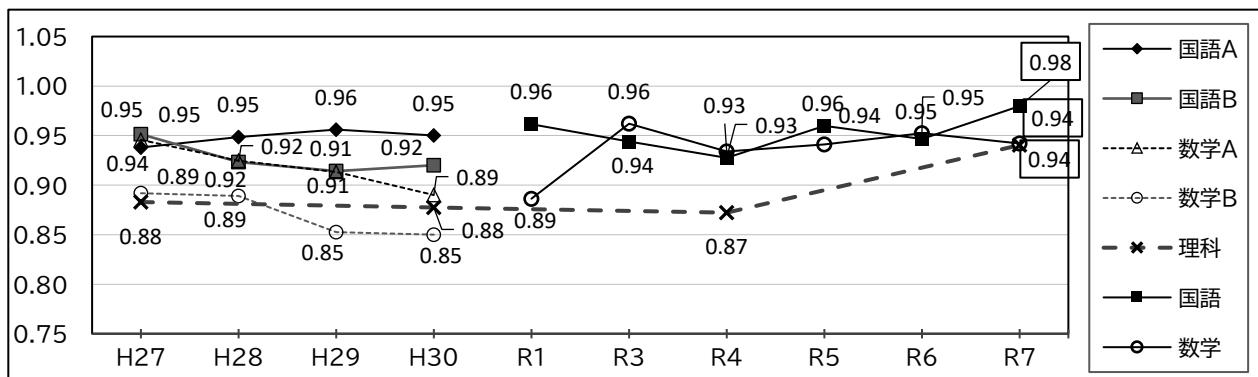
こどもたちが「わかる」「楽しい」と実感できる日々の授業改善を一層進めるとともに、一人ひとりの状況に応じた指導の充実が重要です。また、基礎・基本の確実な定着を図りながら、思考力・判断力・表現力を高める学習活動を充実させること、粘り強さや自己肯定感といった非認知能力の育成、家庭学習習慣の定着にも取り組む必要があります。

【表 2-4 全国学力・学習状況調査※における平均正答率の推移(対全国平均比)】

●小学6年生



●中学3年生



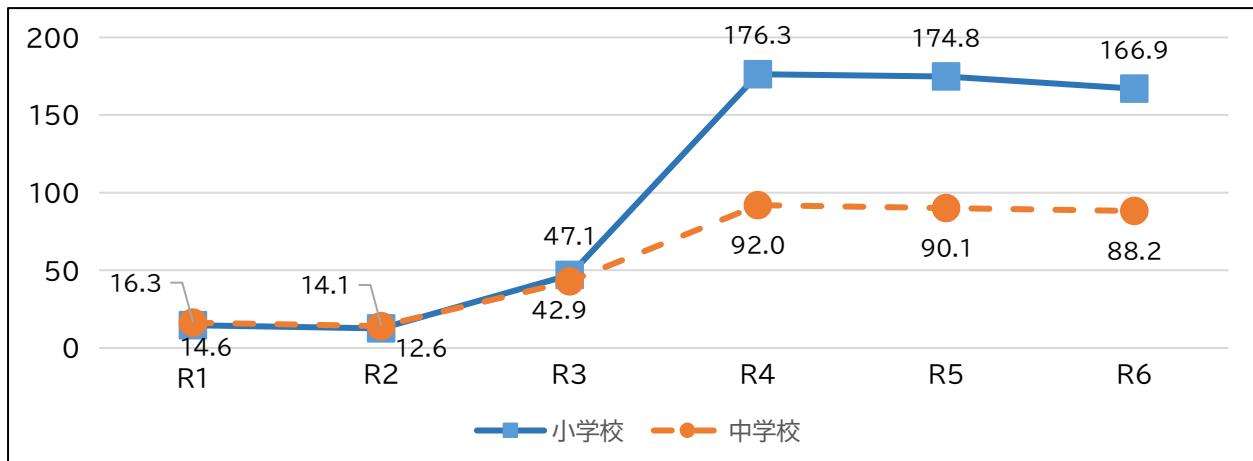
※R2は新型コロナウイルスの影響により未実施。理科は3年に1度程度で実施。

(4)いじめ・不登校の状況

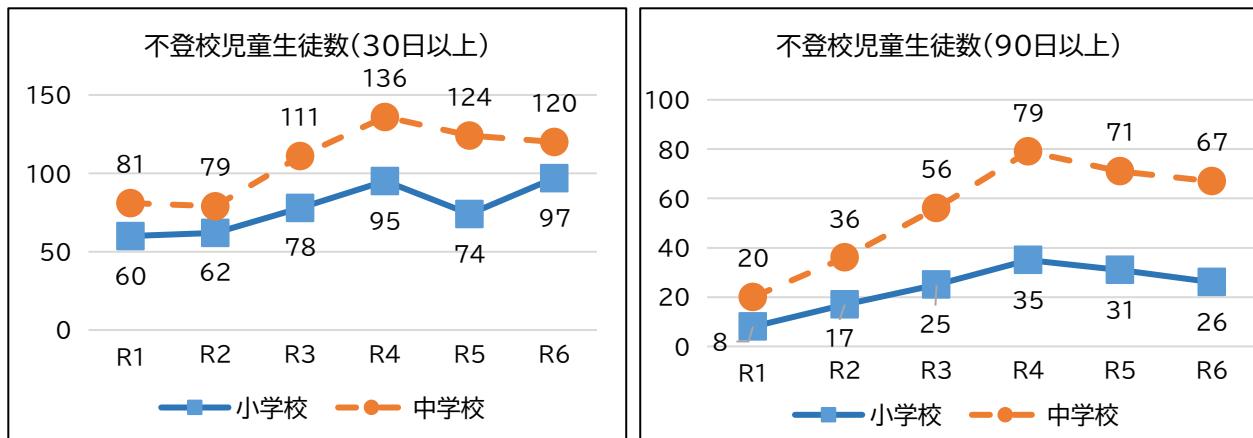
本市のいじめの認知件数は、令和4年度から児童生徒の些細な変化への気づきやいじめ等を積極的に認知することで急増しましたが、それ以降は変わらない状況が続いています。いじめを積極的に認知し、組織的な対応により早期発見・解消を図るとともに、こどもたちの相互理解や共感性を高める取組を継続的に実施することが、今後も引き続き求められます。

年間30日以上の不登校者数は、小中学校ともに新型コロナウイルス感染症収束後に増加しましたが、その後、小学校では横ばい、中学校では令和4年度以降は減少しています。また、年間90日以上の不登校者数は、小中学校ともに令和4年度以降減少傾向にあります。今後も不登校の未然防止に向けて、こどもを主役とした魅力ある学校づくりを進めるとともに、校内教育支援ルームや市の教育支援ルームの充実など、早期かつきめ細かな支援の充実が求められます。

【表 2-5 いじめ認知件数(千人率)】



【表 2-6 不登校児童生徒数の推移】

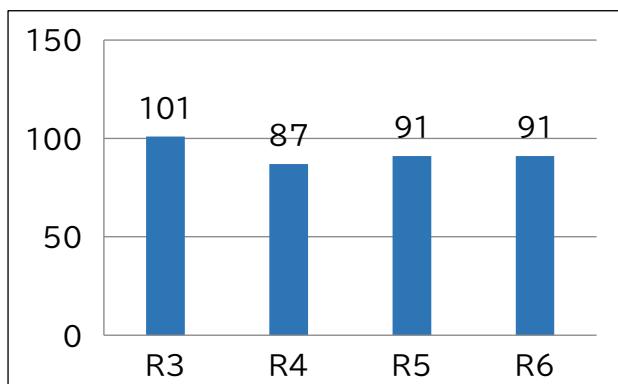


(5)就学相談の状況

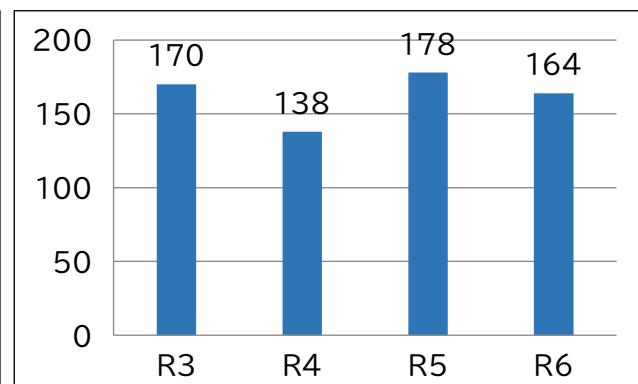
小学校入学に向け、学習面・生活面・行動面で不安を抱える年長児保護者の就学相談を実施しています。障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに的確に応えるためには、近隣市も含めた就学前施設や関係機関との連携を強化し、丁寧なアセスメントに基づく支援がますます重要になっています。

教育センターの作業療法士や臨床心理士等の専門的な知見を生かしながら、子どもや保護者に寄り添った就学支援の充実が求められます。

【表 2-7 就学相談件数】



【表 2-8 発達検査実施件数】

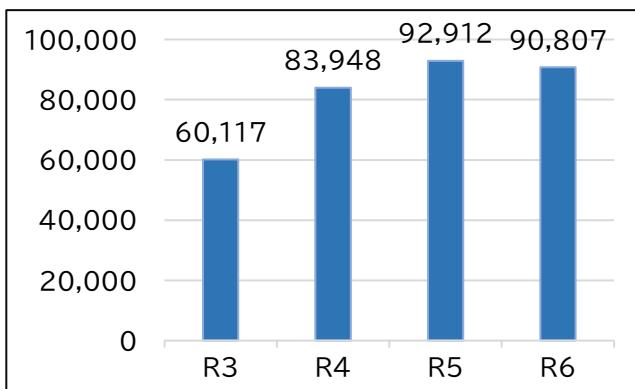


(6)公民館利用人数・公民館講座参加者数の状況

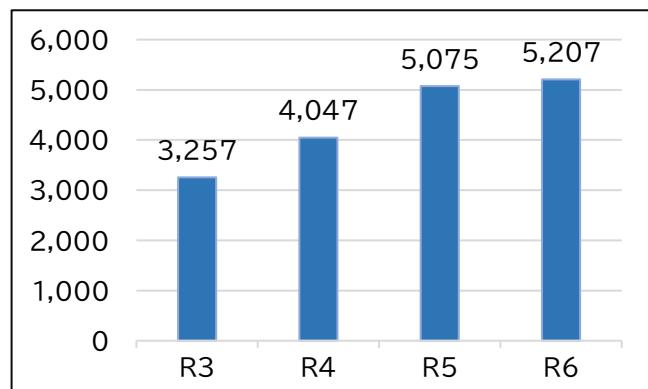
令和3・4年度の公民館利用人数や講座受講者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少していましたが、コロナ禍後は回復しています。

公民館利用者は、若年層の利用が比較的少ない傾向にあることから、オンライン講座等、だれもが参加しやすい受講方法を検討していく必要があります。

【表 2-9 公民館利用人数の推移】



【表 2-10 公民館講座参加者数の推移】

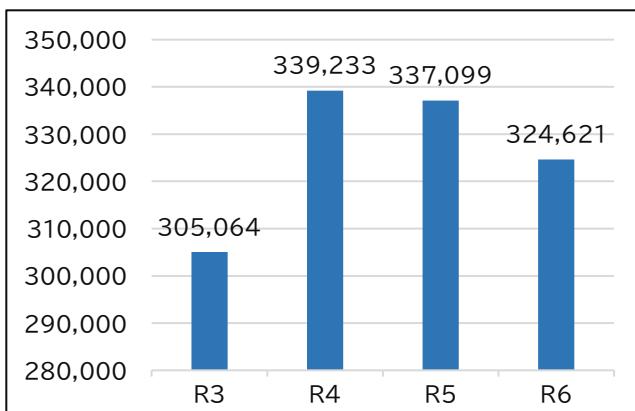


(7)図書館貸出利用冊数・貸出利用人数の状況

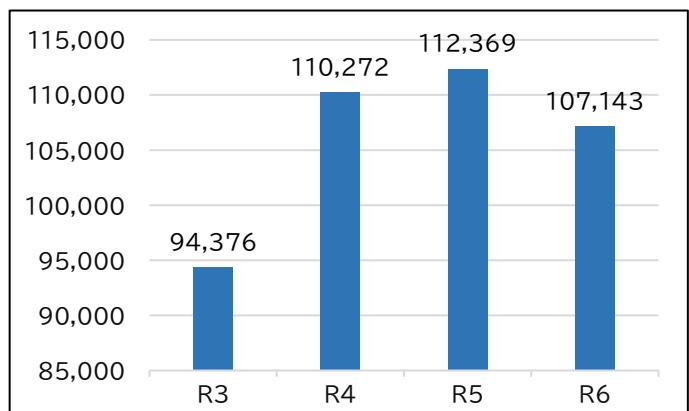
令和3年度の貸出利用冊数と利用人数は新型コロナウイルス感染症による臨時休館等の影響で減少しましたが、コロナ禍後は回復しています。令和4年7月より電子図書館の運用を開始し、令和5年度の利用人数は増加しましたが、令和6年度には利用冊数・利用人数とも減少しています。

コロナ禍を経て、図書館で予約した本を他の公共施設で受け取るサービス利用者が増加していることから、図書館に来館せず本を借りるニーズに対応できるよう、出張図書館や電子図書の充実を図る必要があります。また、摂津市における子どもの不読率は大阪府内で高い傾向にあることから、子どもの読書環境の整備・充実に向けた取組が求められます。

【表 2-11 図書館貸出利用冊数】



【表 2-12 図書館利用人数】



第3章 教育のめざす姿

1 教育大綱



教育理念

つながり 未来を拓く せつつのかどもたちへ

一人ひとりが自立した人間として、人や社会（まち）とつながりながら生きる喜びを感じ、豊かな感性と創造力を輝かせ、新しい未来を切り拓く、誰一人取り残さないせつつのかどもたちへ

基本方針

1. こどもたち一人ひとりが、自ら未来を思い描き、主体的に切り拓く「生きる力」を育みます

変化の激しいこれからの中においては、知識や技能を身に付けるだけでなく、社会とかかわりながらそれを活用し、自らの人生や社会をより良い方向へと変えていくことをする志とその力が求められています。こどもたちが、地域や社会とのつながりを通して学び、体験を重ねるなど、自ら考え、判断し、行動する「主体的な学び」を実現する教育を進めます。

2. 人と人とのつなぐ「ことばの力」を育みます

「ことば」は、声や文字、表情やしぐさ、まなざしなどを通して想いを伝え、相手を理解する力を持っています。それは人と人をつなぎ、心を動かし、行動を変えることさえあります。この「ことばの力」を育むことは、多様な個性や違いを尊重するつながりを築くとともに、情報を正しく活用し、課題を解決する力にもつながります。こどもたちが感性と創造力を輝かせ、豊かな表現で未来を創る教育を進めます。

3. 家庭、地域、学校とともに生涯にわたる「学びの輪」を広げます

人生を豊かにするには、人から人へ学びを広げることや、学びの成果を次世代につなげるなど、地域全体での「学びの輪」が重要です。いつでもどこでも、生涯にわたって学ぶことができ、その成果が十分に発揮できる学びの場の充実に向け、家庭、地域、学校が連携・協働して取り組みます。

4. 豊かな学びを支える教育環境をつくります

豊かな学びを支えるためには、学校園などが安全で快適な場となるよう教育環境を充実させることが重要です。性別・年齢・国籍・障害の有無等に関わらず、すべての人が安心して学べる教育環境を整えます。

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、摂津市及び摂津市教育委員会が連携して教育行政を推進する上での基本方針を示すものです。

「志」は、すべての学びの原動力です。志があるからこそ、人は困難を乗り越え、自ら学び、成長することができます。こうした志に根差した学びは、多様な個人の幸せや生きがいにつながるとともに、地域社会全体のウェルビーイングの実現にも寄与すると考えています。

本教育大綱は、「つながり 未来を拓く せつつのかどもたちへ」という教育理念のもと、本市が大切にしてきた人間基礎教育の「五つの心」を基盤に、市民一人ひとりが豊かな感性と創造力を育み、志ある学びと挑戦を通じて社会を動かし、未来を切り拓くことを願い策定するものです。

令和8年3月 摂津市長 岩野 浩一郎

●教育長からのメッセージ

令和6年、日本の民間団体が6か国(米、英、中、韓、印、日)の18歳を対象とした国際調査を行いました。「自分自身」や「社会との関わり」の23の質問項目のほとんどで日本の18歳の肯定回答が最下位でした。

『将来の夢があるか』、『誇れる個性があるか』、『他人から必要とされているか』さらに、『自分を大人だと思えるか』、『社会の一員としての責任を感じているか』、『国や社会に役立つことをしたいか』は、他国の肯定回答との差が大きなものでした。

この結果を日本人の気質だと片付けてはならないでしょう。摂津のこどもたちが義務教育を終えるとき、成人になるとき、自分の夢を地域や社会と絡めた上で語れる力を持っているように育てなければならないのです。

【好奇心を伸ばすこと】

生活や遊び・学びを通して、こどもたちの「好奇心」を刺激し育んでいきます。物事への興味・関心を広げ、学ぶ意欲を向上させ、主体的な行動力となります。

こどもたちが「人」に関心を持ち、「仕事」や「社会」に関心を持つことが重要です。どんな仕事に就きたいか、どう生きていきたいか、どのように社会と関わっていくのかを考えられる力を育てます。

【言語能力を伸ばすこと】

授業だけでなく、読書や大人との会話など、こどもたちが言葉に触れる機会や言葉で表現する機会を増やし、様々な場面で確実に語彙を増やしていきます。

こどもたちに関わる大人の「光る言葉」や「力のある言葉」がこどもたちの心を耕していきます。

【夢と志を語れること】

こどもたちは「自分の将来」について考えながら、自分のために、誰かや何かのために、「やりたいこと」や「できること」、そして「やるべきこと」を認識していきます。

育んできた好奇心と言語能力を基盤にして、自らの夢や志を責任を持って語り、しっかりと未来を切り拓いていくことでしょう。

摂津市教育長 若狭 孝太郎

●教育大綱を踏まえ摂津市の教育が目標とする具体的な姿

子どもたちが自らに誇りを持ち、人や社会との関わりに自らの責任を自覚できる。

摂津で育った子は、「誇り」と「責任」を持っている

独自アンケートを実施し、「自分には人に誇れる個性がある」や「自分は責任がある社会の一員だと思う」という問い合わせに対してすべてのこどもたちの肯定的な回答を目指とする。(中学3年生を対象)

2 教育大綱と計画の体系

摂津市教育大綱の教育理念「つながり 未来を拓く せっつの教育」と4つの基本方針、そして摂津市の教育が目標とする具体的な姿を実現するために、第2次摂津市教育振興基本計画では、9つの基本目標とそれを達成するための21の施策を策定します。

教育大綱		教育振興基本計画	
教育理念	基本方針	基本目標	施策
つながり 未来を拓く せっつの教育	1 こどもたち一人ひとりが、自ら未来を思い描き、主体的に切り拓く「生きる力」を育みます	1 確かな学力を育む教育	①新しい時代に求められる資質・能力を育む授業の推進
			②「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実
			③就学前教育・小中一貫教育の推進
	2 人と人とのつなぐ「ことばの力」を育みます	2 健やかな体を育む教育	④基本的生活習慣の定着
			⑤基礎体力・運動能力の向上
			⑥学校給食の充実
	3 家庭、地域、学校とともに生涯にわたる「学びの輪」を広げます	3 社会を生き抜く力を育む教育	⑦自ら未来を切り拓く教育の推進
			⑧道徳教育の推進
		4 豊かな心を育む教育 5 ともに学び育つ教育	⑨読書活動の推進
			⑩自己表現と他者理解を深める教育の推進
			⑪人権教育の推進
			⑫生徒指導の充実
	4 豊かな学びを支える教育環境をつくります	6 学びの機会や成果を発揮できる環境の充実	⑬多様な学習機会の充実
			⑭学習成果の発表・活躍の場の充実
		7 地域全体での学びの継承	⑮社会教育施設の活用
			⑯地域を担う人材の確保と育成
		8 安全・安心で快適な環境づくり 9 こどもの学びを支える環境づくり	⑰誰もが安心して学べる教育施設の整備
			⑱小中学校適正規模・適正配置の推進
			⑲教育の質を向上させる働き方改革推進
			⑳地域で支える教育の推進

第4章 基本目標と施策の展開

基本方針 1

こどもたち一人ひとりが、自ら未来を思い描き、
主体的に切り拓く「生きる力」を育みます

変化の激しいこのからの社会においては、知識や技能を身に付けるだけでなく、社会とかかわりながらそれらを活用し、自らの人生や社会をより良い方向へ変えていこうとする志とその力が求められています。こどもたちが、地域や社会とのつながりを通じて学び、体験を重ねるなど、自ら考え、判断し、行動する「主体的な学び」を実現する教育を進めます。

変化の激しいこれからの社会を生きることもたちにとって、学校は、自分で考え、判断し、社会と関わりながら課題を解決する力を育む重要な場です。知識を身につけることにとどまらず、学ぶ意味や社会とのつながりを意識し、学んだことを生活や新たな課題の解決に生かす力を育てることが求められます。また、計画、実行、振り返りを通して、自分に合った学び方をみつけ、主体的に学びへ向かう姿勢を育てることが大切です。こうした学びを通じて、確かな学力の育成に取り組みます。

1 これまでの取組

● 授業改善の推進

研究授業・研究発表会・校内研修・相互授業参観等を通じて、授業改善に継続的に取り組んできました。また、全国学力・学習状況調査、摂津市学力定着度調査等の結果を踏まえ、児童生徒の実態に応じた授業改善の方向性を共有するとともに、学力担当者会や学校訪問を通じて、各校が主体的に授業改善サイクル^{※1}をまわせるよう支援しています。さらに研究重点校^{※2}を位置付け、研究計画の策定や研究協議の実施を支援し、研究発表会を通じ、その成果を全校に広げることで、市全体としての授業力向上につなげてきました。

● 学習内容・学習習慣の定着

基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けられるよう、家庭学習の習慣化を支援し、日常的な児童生徒の学習サイクルを整える取組を進めてきました。全国学力・学習状況調査や校内テストの結果から、学習内容の理解が不十分な分野を把握したうえで、学習課題の工夫や振り返り活動の充実により学習の定着を図っています。また、家庭と連携し、学習時間や学習方法の定着を促す取組を行うことで、主体的に学ぶ姿勢の育成にも取り組んでいます。

● 就学前教育・小中一貫教育の推進

「就学前教育実践の手引き」の改訂や、市内公私立園研修・「保幼小^{※3}合同研修」の実施を通じて、就学前教育から義務教育への円滑な接続に取り組んできました。様々な保・幼・小・中連携事業を実施し、こども同士・教職員同士の交流の機会を設けることで、相互理解の深化を図っています。また小中学校では、キャリア教育推進委員会を中心に、中学校区ごとに義務教育9年間でこどもたちにつけたい力を共有するとともに、合同研修や学校訪問、教職員間の相互授業参観、児童生徒の交流の場づくりなど、学びの連続性を意識した小中一貫教育の推進に取り組んでいます。

2 課題

全国学力・学習状況調査の結果から、こどもたちが学ぶことの意味や社会とのつながりを十分に感じ、身に着けた力を社会の中で発揮させることに課題があると考えられました。その解決のために、基礎的・基本的な学習内容を定着し、自己有用感を得ながら学ぶための授業改善に取り組むことが必要です。

就学前教育と義務教育との接続を強くするために、これまでも互いをつなぐための仕組みづくりを進めてきました。今後は、就学前教育の内容と小学校教育の内容を接続したカリキュラムを構築する必要があり、そのためにも発達段階を踏まえたキャリア発達の視点^{※4}を持ち、中学校卒業までを見据え、こどもたちの発達やその状況に応じて適切に支援する「学びの連続性」を確保することが必要です。

3 施策の展開

①新しい時代に求められる資質・能力^{※5}を育む授業の推進

こどもたちが学ぶ意味を実感し、知識を暗記するだけでなく、その意味や仕組みを理解し、別の場面でも活用できるよう、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を推進します。全国学力・学習状況調査等の結果から明らかになった課題を踏まえ、研究授業や研修、学校訪問等を通じて授業改善サイクルを支援し、各校の実情に応じた授業力の向上を図ります。また、研究重点校などの取組で得られた成果を積極的に共有し、学校全体で取り組む授業改善につなげます。さらに経験の浅い教職員や学校のニーズに応じた市主催の研修を充実させ、教職員の資質能力の向上を図ります。

②「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実

ICTの効果的な活用や支援人材の配置を通じて、児童生徒の学習ニーズに応じた指導を充実させ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に推進します。学習への意欲を高め、「もっと知りたい」という探究心を育む授業づくりを進めるとともに、学習センター等による学習支援を行い、学習内容の理解を支える体制を整えます。また、オンライン学習の活用等、多様な学習機会を確保することで、こどもが継続して学び続ける力の育成につなげます。

③就学前教育・小中一貫教育の推進

保・幼・こ・小の連携を通じて、就学前教育から義務教育への円滑な接続を図ります。こども・教職員の交流や研修を充実させるとともに、キャリア発達の視点を共有し、義務教育9年間を見通した経験や学びを積み重ね、一貫性のある教育活動を進めます。また、合同研修や学校訪問などを継続し、学習指導や生徒指導における校種間の連携を一層強化することで、就学前教育から中学校までの切れ目のない支援体制の構築につなげます。

4 成果指標

成果指標		R6度実績値	R13度目標値
1	全国学力・学習状況調査における平均正答率(全国比)	(小6)0.99 (中3)0.95	(小6)1.04 (中3)1.00
2	「分からぬことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え、工夫することはできていますか」に肯定的回答をした児童生徒の割合 [◆] (小6・中3 平均)	(小6)76.3% (中3)78.2%	(小6)79.3% (中3)81.2%

◆全国学力・学習状況調査の質問項目を指標としています。

※1 授業改善サイクル:授業を行い、その成果や課題を振り返り、次の授業に生かすという一連の流れを繰り返し行うこと、授業の質を高めていく取組。

※2 研究重点校:特定のテーマについて重点的に研究・実践を行い、その成果を市内の他校へ広げていく役割を担う学校。

※3 保幼こ小:保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の総称。(以下、「保・幼・こ・小」とする。)

※4 キャリア発達の視点:こどもが将来の生き方や働き方を考える力を育むために、成長段階に応じて必要な経験や学びを積み重ねていくという考え方。

※5 新しい時代に求められる資質・能力:変化の激しい社会で「生きて働く知識」を使いこなし、課題を発見・解決し、他者と協働しながら、自分を主体的に位置づけ、よりよい社会を創造できる力。

「知・徳・体」の調和がとれた成長を支え、将来にわたるウェルビーイングを実現するためには、こどもたちが自らの健康を主体的に管理する力を育むことが求められます。生涯にわたり健康を保持・増進できる資質や能力を養うため、基本的生活習慣の定着、体力や運動能力の向上をめざした学校体育の充実、さらには食育の推進に取り組み、健やかな体を育成します。

1 これまでの取組

● 基本的生活習慣の定着

児童生徒の生活リズムや睡眠、休養、食習慣など、基本的生活習慣に関する課題を踏まえ、健康診断の結果や日常の健康観察などをもとに、養護教諭を中心に生活習慣の改善に向けた保健指導を行っています。また、食習慣の改善に関する取組として、食育担当者会や、栄養教諭を中心とした情報交換や教材活用の取組などが実施され、食に関する指導の充実を図っています。これらの取組を通して、学校と家庭が連携しながら、こどもたちが望ましい生活習慣を身に付けられるよう支援しています。

● 基礎体力・運動能力の向上

全国体力・運動能力、運動習慣等調査^{※1}、全国学力・学習状況調査により、児童生徒の運動習慣や生活習慣の実態把握と分析を行い、担当者説明会などで共有しています。また、全小中学校の体育担当教員を対象に、同調査の全種目に関する適切な測定方法や効果的な指導方法についての研修を実施しています。

● 学校給食

地場産物や行事食を取り入れた献立や給食通信の定期発行などを通じて、食に関する意識の向上を図っています。また、調理場の点検・指導やアレルギー対応などにより、食の安全を確保しています。中学校では平成27年度からデリバリー方式選択制給食を提供してきましたが、生徒の心身の健全な発達と食育の推進等を図るため、全員喫食の実施に向けた準備を進めています。

2 課題

基本的生活習慣については、教諭、養護教諭、栄養教諭などが連携して様々な場面や機会を捉え、取組を推進することに加え、家庭や地域との連携により、こどもたちの食に関する適切な知識を高め、より良い生活習慣の獲得・定着を図る必要があります。あわせて、スマートフォンやタブレット端末などのICT機器の長時間使用により、睡眠不足や生活リズムの乱れが生じる可能性があるなど、基本的生活習慣への影響も考えられます。

基礎体力・運動能力の向上については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査や全国学力・学習状況調査の結果を適切に分析し、こどもの運動意欲を高める学校体育の充実を進める必要があります。

学校給食については、栄養価が確保された安全安心な給食を提供しつつ、望ましい食習慣の形成につながるよう、学校給食を通じた食育の推進を図る必要があります。

3 施策の展開

④基本的生活習慣の定着

こどもたちが生涯を通じて心身の健康を維持・増進する資質や能力を育むために、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、様々な取組を展開します。また、学校、家庭、地域及び関係機関が連携し、こどもや保護者の食に対する関心を高めるための食育活動を積極的に推進します。さらに、ICT機器の使用と生活習慣との関係について、こどもたち自身が考える機会を設け、学習面や健康面への影響を踏まえた自己管理能力の育成を図ります。

⑤基礎体力・運動能力の向上

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果などを分析し、課題を把握するとともに、全小中学校が作成する「体力づくり推進計画(アクションプラン)」に基づき、児童生徒の実態に応じた授業改善や体育活動の取組を推進します。

⑥学校給食の充実

安全で安心な給食の提供を第一に、行事食や各地の郷土料理等、多様な食文化に触れる機会を提供します。また、給食の食材に積極的に地場産物を活用することで、地域への理解を深めるとともに、こどもの食への関心と理解を育む取組を推進します。さらに、「えいようだより」等を活用し、保護者への情報提供を通じて家庭内の食育を推進します。

4 成果指標

成果指標		R6 度実績値	R13 度目標値
1	「朝食を毎日食べていますか」に肯定的回答をした児童生徒の割合 ^{◆1} (小6・中3 平均)	(小6)91.2% (中3)89.1%	(小6)94.0% (中3)92.0%
2	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点の対全国比【全国を1.00とした場合】 (小5・中2 平均・男女別)	(小5) 【男子】0.97 【女子】0.95 (中2) 【男子】0.97 【女子】0.99	(小5) 【男子】1.02 【女子】1.00 (中2) 【男子】1.02 【女子】1.04

^{◆1}全国学力・学習状況調査の質問項目を指標としています。

※1 全国体力・運動能力、運動習慣等調査:こどもたちの体力向上と生活習慣改善を図るための調査。小学5年生と中学2年生を対象に運動能力に関わる実技調査8項目と運動調査等の質問紙調査を実施している。

基本目標3 社会を生き抜く力を育む教育

グローバル化の進展と生成AI^{※1}をはじめとする技術革新は、社会の構造や価値観、日常生活を大きく変えています。こうした急速な変化の中で、教育には、知識の習得にとどまらず、自ら課題を見つけ、他者と協働し、これまでに学んだ知識や経験を生かしながら工夫して解決方法を実行していく力を育むことが求められています。

子どもたちが多様な価値観を尊重し、AIや情報を主体的に活用しながら、変化の中でも粘り強く学び続け、自らの人生を切り拓く力を身につけられるよう、学校・地域・社会が一体となって支援します。

1 これまでの取組

● プログラミング的思考^{※2}

児童生徒の情報活用能力^{※3}を体系的に育成するため、「摂津市情報活用能力体系表」を作成し、各校への指導助言を行ってきました。また、全小学校にプログラミングロボットを導入し、ICT担当教員向け研修を実施するなど、プログラミング教育の充実を図りました。さらに、改定した体系表に基づきプログラミング的思考力の育成を推進し、情報モラル^{※4}教材を活用して情報社会における適切な行動や態度の形成を支援しました。

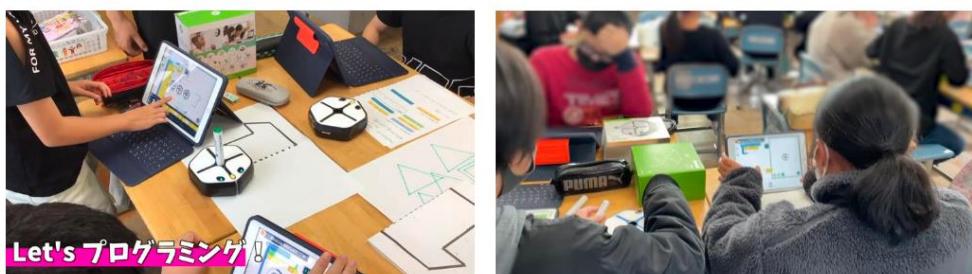
● キャリア教育

キャリアパスポート^{※5}を活用した自己評価や職種体験プログラムの実施、企業との連携、キャリア教育推進委員会での取組改善などを通じ、子どもたちのキャリア形成を支援する取組を進めてきました。また、学校と地域及び企業との協働を促進し、主体的に将来を考える学びを支える環境整備を図りました。

● 英語教育

学校で学んだ英語を実際に人とつながるための手段として活用する経験を通して、英語を学ぶ意欲やコミュニケーションへの関心を高めるため、ALTによるイングリッシュデイやイングリッシュウィークなどの取組に加え、海外からの留学生を積極的に受け入れ、交流を行いました。これらの取組を通して、英語を「正確に話すこと」にとどまらず、「相手に伝えようとする姿勢」や「異なる文化や価値観をもつ人と関わろうとする態度」の育成を図ってきました。また、AIを活用した学習ツールの導入やICTの適切な活用方法についての研究に取り組むなど、授業改善を進めています。

【プログラミング授業の様子】



2 課題

児童生徒の英語力・発信力のさらなる向上が求められる一方で、英語を教科として学ぶことにとどまらず、実社会や他者との関わりの中で活用する学びへと発展させていくことが課題となっています。また、授業改善の学校間格差や個別最適な学びの質・量の充実が課題であるとともに、家庭や地域と連携した学習機会の確保、連携体制の構築など、学校内外の多様な主体と協働した学びの環境づくりが必要です。

3 施策の展開

⑦自ら未来を切り拓く教育の推進

グローバル化とDXの進展を踏まえ、こどもたちが不確実な時代を生き抜く力を育むため、「DE&I」^{※6}の視点を重視し、異なる立場の人々への理解や共感力を育成します。

あわせて、情報化の進展を踏まえ、情報を的確に見極め、適切に活用する力を育成するため、情報モラルや情報リテラシー^{※7}に関する学びを充実させます。こどもたちがSNSや生成AIなどの活用に伴う課題について主体的に考え、自ら判断し、責任ある行動ができる力を育てます。

また、地域の企業などと連携したキャリア教育を充実させ、多様な価値観に触れながら、実社会と結びついた学びを推進します。さらに、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)^{※8}の成果を生かしながら、地域とともにある学校づくりを推進します。

4 成果指標

成果指標		R6度実績値	R13度目標値
1	「5年生(中1・2年生)までに受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」に肯定的回答をした児童生徒の割合 ^{◆1} (小6・中3 平均)	(小6)80.9% (中3)80.5%	(小6)90.9% (中3)90.5%
2	「あなたの学校では企業やNPO等、地域で働く方々と連携し、(中略)実社会のつながりを意識した体験的活動等が系統的に行われていると思いますか」に肯定的回答をした教職員の割合	71.3%	80.0%
3	「将来の夢や目標を持っていますか」に肯定的回答をした児童生徒の割合 ^{◆1} (小6・中3 平均)	(小6)82.6% (中3)65.6%	(小6)95.0% (中3)100%

^{◆1}全国学力・学習状況調査の質問項目を指標としています。

※1 生成AI:文章や画像などを自動で作り出す人工知能技術。教育においては、単に使い方を学ぶだけでなく、情報の正しさを判断し、目的に応じて適切に活用する力を育てることが重要とされている。

※2 プログラミング的思考:目的を達成するために、手順を考え、試行錯誤しながら改善していく考え方のこと。

※3 情報活用能力:必要な情報を収集し、整理・分析したうえで、目的に応じて適切に活用する力。情報の信頼性を判断したり、情報社会のルールを守る態度も含まれる。

※4 情報モラル:インターネットやSNSなどを利用する際に、他者を尊重し、安全で責任ある行動を取るための考え方や態度。

※5 キャリアパスポート:学習や体験活動を振り返り、自分の成長や興味、将来の目標を記録するためのツール。

※6 DE&I<Diversity(多様性)、Equity(公平性)、Inclusion(包摂性)>:

多様な人々の違いを尊重し、公平性を大切にしながら、誰もが安心して参加できる社会をめざす考え方。教育では、他者理解や共感力を育てる視点として位置づけられている。

※7 情報リテラシー:情報や情報手段を主体的に選択・活用し、問題を解決したり、情報を適切に処理・表現・発信したりする能力。

※8 学校運営協議会(コミュニティ・スクール):教育活動の質の向上に向け、学校運営の基本方針や課題について、学校と地域住民や保護者等が熟議する仕組み。



基本方針 2

人と人とをつなぐ「ことばの力」を育みます

「ことば」は、声や文字、表情やしぐさ、まなざしなどを通して思いを伝え、相手を理解する力を持っています。それは人と人とをつなぎ、心を動かし、行動を変えることさえあります。この『ことばの力』を育むことは、多様な個性や違いを尊重するつながりを築くとともに、情報を正しく活用し、課題を解決する力にもつながります。こどもたちが感性と創造力を輝かせ、豊かな表現で未来を創る教育を進めます。

社会の変化や価値観の多様化を背景に、こどもたちには自他を尊重し、よりよく生きようとする心を育むことが求められています。また、体験の在り方が多様化する中で、学校が計画的に学びや体験の機会を保障する重要性が高まっています。

授業や体験活動^{※1}、学校行事などを通じて、こどもたちが言葉や文化、自然に触れる経験を重ね、心の成長を促すことを重視します。道徳教育では、多様な価値観を理解し、互いを尊重しながらよりよく生きる力を育成します。また、読書活動を通じて想像力や表現力、他者への共感を育み、こどもたちが豊かな心を形成できるよう、学校全体での取組を推進します。

1 これまでの取組

● 道徳教育

「特別の教科 道徳」の年間指導計画や指導実績表を活用して授業の実施状況を共有し、指導内容の改善につなげています。また、令和3年度から令和6年度にかけて、道徳教育推進教師^{※2}を対象に授業研究や研修会を継続的に実施するなど、指導力の向上に取り組んでいます。

● 読書活動

学校図書館の充実に向け、新規図書の購入や劣化図書の廃棄、図書環境の整備を定期的に行っていきます。小学校には読書活動推進支援員を配置し、朝読書^{※3}や調べ学習、市立図書館との連携等、児童生徒が本に触れる機会の拡大に取り組んでいます。

また、図書担当者会議での各校での事例共有や、市立図書館の学校支援サービスの紹介等、読書活動を支える体制を強化してきました。

2 課題

道徳教育における授業の質の向上や、学校・家庭・社会など具体的な生活の中で、状況に応じて適切な行動を選択し、実行する力の育成を図る必要があります。また、読書活動については、こどもたちが本に触れる場や環境整備を進めるとともに、読書への関心を高める働きかけを継続していく必要があります。

3 施策の展開

⑧道徳教育の推進

児童生徒の豊かな心を育むため、「特別の教科 道徳」の授業の質を高める取組を進めます。教職員向けの実践的研修を継続して実施し、授業改善や指導方法の工夫を推進することで、児童生徒が自分や他者を理解し、よりよく生きる力を育成します。

⑨読書活動の推進

授業や日常の学習の中で学校図書館を積極的に活用し、市立図書館と連携した読書機会の創出を進めます。「摂津市子ども読書活動推進計画」と連動し、児童生徒が本に親しみ、多様な価値観に触ることができる環境づくりを推進します。

4 成果指標

成果指標		R6 度実績値	R13 度目標値
1	「自分にはよいところがあると思う」と肯定的回答をした児童生徒の割合 [◆] (小6・中3 平均)	(小6)78.2% (中3)77.2%	(小6)85.0% (中3)85.0%
2	「普段(月曜日～日曜日)、本(教科書を除く)を 30 分以上読む」と回答した児童生徒の割合 [◆] (小6・中3 平均)	(小6)25.3% (中3)17.8%	(小6)30.3% (中3)22.8%

[◆]全国学力・学習状況調査の質問項目を指標としています。

※1 体験活動:学習内容を実際の活動を通して学ぶ取組で、自然体験や文化体験、学校行事等が含まれる。体験を通して感じたことや考えたことを言葉にすることで、心の成長につなげている。

※2 道徳教育推進教師:各校で道徳教育の中心的役割を担い、授業改善や研修の推進、校内での情報共有などを行う教職員。

※3 朝読書:授業の始まる前などに、全校または学級で読書に取り組む活動。日常的に本に触れる習慣づくりを目的としている。

多様な背景や特性のあるすべての子どもが、自分らしさを認められながら成長できる環境を整えることが求められています。教育を通じて、他者理解を深め、自己肯定感を高める取組を進めることで、子どもたち一人ひとりのウェルビーイング向上を図ります。

1 これまでの取組

● 自己表現と他者理解を深める教育の推進

多文化共生や国際理解を深めるため、外部講師による授業や地域と連携した取組を進めてきました。また、各校にALTを派遣し、本物の英語とふれあう機会を確保するとともに、AIを活用した学習ツールの導入について研究を実践するなど、英語教育の充実を図っています。

● 人権教育

障害理解、LGBTQ、多文化共生、子どもの権利に関する研修等を通じて、教職員の人権意識の向上を図っています。また、学校訪問や担当者会議により、学校全体での人権教育推進に向けた組織的な取組を支援しています。

● 生徒指導の充実

生徒指導体制推進チームの派遣や、スクールロイヤー(SL)^{※1}による法律相談、他機関との連携支援、スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置を通じて、生徒指導面・福祉面での支援を行っています。また、生徒指導上の諸課題に対する組織対応力、教職員の資質及び能力向上を図るため、各校の課題に応じた専門家を講師に招聘した教職員研修を実施しました。

教育センターでは教育支援ルーム「パル・アミ・メイト」を運営し、学校に行くことのできない児童生徒に対して、社会的自立を目標に学習支援や自立支援を実施しています。また、学校に心理士を派遣し、生徒指導上の諸課題に対しての助言、児童・保護者のカウンセリングを行っています。

● 支援教育

専門員による巡回相談での助言を通じて、児童生徒の実態に応じた支援方法の改善を進めてきました。また、支援・通級担当者の専門性向上のために研修を重ねるとともに、市内の支援教育を中心となって推進するコアティーチャーの育成に取り組んでいます。さらに就学相談説明会を年中児で実施するなど、関係機関と連携し、就学に関する保護者への支援や相談体制を整えてきました。

2 課題

多様化する社会の中で、教職員が専門性を高め、児童生徒の実態に応じた支援を行う体制が求められています。また、人権教育を組織的に推進し校内体制を整備するとともに、多文化共生教育や日本語指導の充実が必要です。不登校やいじめの背景が複雑化する中、関係機関と連携した組織的対応が求められています。

3 施策の展開

⑩自己表現と他者理解を深める教育の推進

こどもたちが自分の考えを表現し、他者の意見を尊重する力を育むため、多文化共生や国際理解教育を推進します。外部人材活用や地域との協働を進め、実践的な学びの場を提供します。

⑪人権教育の推進

児童生徒が互いを尊重し、多様性を理解できるよう、人権教育の充実を図ります。教職員研修の充実や学校訪問を通じた支援を行い、日常の教育活動での人権意識の醸成を図ります。

⑫生徒指導の充実

いじめ・不登校などの未然防止と早期対応を図るため、生徒指導体制の充実を進めます。専門家との連携や相談体制を強化し、児童生徒が安心して学校生活を送れる環境づくりに取り組みます。

⑬支援教育の推進

すべての児童生徒が安心して学べる環境を整えるため、一人ひとりの特性に応じた支援体制を強化します。教職員の専門性向上を図る研修を充実させるとともに、市内の支援教育を中心となって推進するコアティーチャーの育成に取り組みます。

4 成果指標

成果指標		R6 度実績値	R13 度目標値
1	「人が困っているときは、進んで助けている」に肯定的回答をした児童生徒の割合 ^[◆] (小6・中3 平均)	(小6)88.9% (中3)88.4%	(小6)92.9% (中3)91.0%
2	「学校に行くのは楽しいと思う」の質問に対する肯定的回答の割合(小6・中3 平均) ^[◆]	(小6)83.3% (中3)83.4%	(小6)90.0% (中3)90.0%

^[◆]全国学力・学習状況調査の質問項目を指標としています。

※1 スクールロイヤー:学校や教育委員会が直面する法的課題について、いじめや事故、保護者対応などを中心に、法令に基づく助言を行い、適切な対応や未然防止を支援する弁護士。



基本方針 3

家庭、地域、学校とともに生涯にわたる「学びの輪」を広げます

人生をより豊かにするには、人から人へ学びを広げることや、学びの成果を次世代につなげることなど、地域全体での「学びの輪」が重要です。いつでもどこでも、生涯にわたって学ぶことができ、その成果が十分に発揮できる学びの場の充実に向け、家庭、地域、学校が連携・協働して取り組みます。

長寿命化やライフスタイルの変化等を背景に、個々のニーズに応じた学習環境の整備が求められています。誰もが生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場所で学習することができるよう、学習機会や情報提供、学習環境の充実を図るとともに、学んだ成果を適切に生かすことができる人生100年時代の学びと活躍を推進します。

1 これまでの取組

● 多様な学習機会

公民館講座では、日曜日開催やオンライン講座の実施など、多様化するニーズに合わせた講座を実施しました。また、市の職員や市民が講師となり出張して講座を行う「出前講座」や、家庭教育学級を開設する団体を募集し、保護者を対象とした学習会を開催する等、市民が自らの関心に応じて学習できるよう、地域や関係機関と連携し、多様な学習機会を提供しました。

また、市民が郷土の歴史に关心や愛着を持ってもらえるよう、市の貴重な文化財である旧一津屋公会堂(市指定有形文化財)の耐久性調査や活用に向けたニーズ調査を実施するとともに、歴史ボランティアグループを講師に招き、市の歴史を学ぶ「ふるさと摂津講座」を開催しました。

● 学習成果の発表・活躍の場

公民館まつりや生涯学習フェスティバル、こどもフェスティバル等のイベントを開催し、市民が日頃の学習成果を発表できる機会や活躍できる場を提供しました。こうした発表の場を通じて、生涯学習関係団体相互の連携や交流を促進することで、学びの輪を広げる取組を行いました。

2 課題

公民館講座やイベント等は定期的に開催されているものの、内容や日時が形骸化していることから、参加者層が固定され、新たな層への広がりが十分ではないことや、公民館や出前講座以外での学習の機会が不足している現状があります。

こうした状況を踏まえ、公民館講座だけではなく、家庭教育や市の歴史等、多様な分野における学習機会提供のための取組を総合的に充実させる必要があります。また、市民の多様なニーズに応じた学習機会形態を提供するため、オンライン・オンデマンド学習等、時代に沿った手法を検討し、学びの機会の拡充に取り組む必要があります。

3 施策の展開

⑭多様な学習機会の充実

地域の特性や市民の多様な学習ニーズを把握し、誰もが気軽に参加できる学習方法の見直しを行うことで、学びの利便性を高め、学習機会の充実を図ります。また、市の保有する文化財の有効活用を進めることで、歴史文化への関心を深められるよう取り組みます。

⑮学習成果の発表・活躍の場の充実

学習を通して得た知識や技能を適切に生かし、生涯を通じて学びを継続出来るよう、様々なイベントにおいて事業内容の見直しを行うとともに、新たな発表や活躍の場を検討します。

4 成果指標

成果指標		R6 度実績値	R13 度目標値
1	生涯学習アンケート ^{※1} (講座編)にて、「学びやすい受講形態と時間設定であった」と回答した市民の割合	—(*)	90.0%
2	生涯学習アンケート(講座編)の対象となる講座における受講者数	16,591 人	20,000 人
3	生涯学習アンケート(まつり編)にて、「普段の活動内容や学習内容を十分に発揮することができた」と回答した市民の割合	—(*)	90.0%

(*)これまでのアンケート実績がないため、R6 度実績値を一とし、R8 度に新規アンケートを実施。

※1 生涯学習アンケート:生涯学習におけるすべての事業を分野別で大きく4つに定義づけしたアンケート。

(分野は、講座編、まつり編、団体編、施設編の4つ)

個々の生活は豊かになった一方、地域コミュニティが希薄化している背景から、学びによって得た成果や経験を自己の成長にとどめることなく、人から人へ、世代や分野を越え、次世代へと受け継いでいくことで、地域全体での「学びの輪」を広げる取組を推進します。

1 これまでの取組

● 社会教育施設の活用

公民館でのモバイル Wi-Fi ルーターの貸出開始や施設予約システムの導入、図書館での電子図書館開設や Wi-Fi の整備等、市民ニーズのオンライン化に伴った利便性の向上に努めました。また、市民図書館の外壁改修やトイレの洋式化等、来館者が快適に過ごすことができるよう計画的な改修工事を実施しました。

● 地域を担う人材の確保と育成

青少年指導員、こども会、PTAなど、青少年の健全育成に向けて活動している団体に補助金を交付することやイベントの広報などを通し、活動を支援しています。また、地域で活動する青少年リーダーを養成するチャレンジャークラブの開催や、せつ生涯学習大学の卒業生がまちづくり研究室に所属し、大学の企画運営や講師を務める等、指導者の育成に取り組んでいます。

2 課題

公民館や図書館の社会教育施設は、近年、施設本来の学びの場の提供だけではなく、地域コミュニティづくりが重要視されており、子どもの居場所としての活用や住民交流スペース等の環境整備を行う必要があります。

また、青少年の健全育成に向けて活動している団体の加入率は、会員の高齢化や団体役員の担い手不足等から年々減少傾向にあり、地域活動を支える人材の確保・育成を図ることが重要となっています。

3 施策の展開

⑯社会教育施設の活用

公民館や図書館が施設本来の役割だけではなく、地域コミュニティづくりの側面を強化し、学びを広げる・伝えるための拠点となるよう、子どもの居場所等、環境整備を進め、より魅力的な施設づくりに取り組みます。

⑰地域を担う人材の確保と育成

地域活動への支援の形を再検討し、活動しやすい環境を整えるよう取り組みます。また、活動の魅力を広く発信し、地域活動を支える指導者・ボランティア等の人材を確保し、その育成を図ります。

4 成果指標

成果指標		R6 度実績値	R13 度目標値
1	生涯学習アンケート(施設編)にて、「また利用したい」と回答した市民の割合	—(*)	90.0%
2	市立の公民館及び図書館の利用者数	196,027 人	R6 より増

(*)これまでのアンケート実績がないため、R6 度実績値一をとし、R8 度に新規アンケートを実施します。



基本方針 4

豊かな学びを支える教育環境をつくります

豊かな学びを支えるためには、学校園などが安全で快適な場となるよう教育環境を充実させることが重要です。性別・年齢・国籍・障害の有無等に関わらず、すべての人が安心して学べる教育環境を整えます。

基本目標8 安全・安心で快適な環境づくり

学校施設の老朽化や児童生徒数の将来推計を踏まえ、今後的小中学校のあり方について検討する必要があります。こどもたちが安心して教育を受けることができる環境を整えるため、計画的かつ効率的な施設の維持管理を進めるとともに、誰一人取り残すことなく、すべてのこどもたちにとって学びやすい教育環境を整えます。

1 これまでの取組

● 教育施設の整備

小中学校の一部トイレ洋式化、すべての小中学校の照明のLED化、体育館への空調設置など、よりよい教育環境に向けた取組を実施し、前回の改修から15年以上経過している小中学校の大規模改修を計画的に実施しています。また、急激な児童数増加に対応するため千里丘小学校建て替え工事を実施するなど学びやすい教育環境の整備に取り組んでいます。

● 学校の適正規模・適正配置の検討

鳥飼地域における通学区域等基礎調査を実施し、摂津市立小中学校通学区域等審議会の答申に基づき「鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置計画」を策定しました。鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合に関する諸課題については、「摂津市立鳥飼・鳥飼東小学校統合協議会」を設置し、統合に向けて準備を進めました。安威川以南地域における学校の適正規模・適正配置基礎調査を実施し、安威川以南における適正化についても検討を開始しました。

2 課題

学校施設は老朽化が進行しており、施設維持のための修繕案件が増加傾向にあります。限られた財源の中で、よりよい教育環境をめざし、計画的な大規模改修を含めた今後の教育施設の対応方法等について検討する必要があります。

また、児童生徒は年々減少傾向にあり、特に安威川以南地域においては、その傾向は顕著です。今後の推計を踏まえると、学校の適正規模・適正配置について速やかに検討し、方向性について議論を進めていく必要があります。

3 施策の展開

⑯誰もが安心して学べる教育施設の整備

老朽化が進む施設について、計画的に大規模改修を行うとともに、誰もが安心して教育を受けることができる教育環境を整備します。

⑯小中学校適正規模・適正配置の推進

児童生徒にとってよりよい環境を整えるため、学校の適正規模・適正配置に取り組みます。

4 成果指標

成果指標		R6 度実績値	R13 度目標値
1	保護者アンケートで「学校は安全安心に配慮した施設・設備・環境を整えている」と肯定的回答をした割合	88.1%	90.0%

子どもたちの人格の完成をめざし、一人ひとりにより豊かで丁寧に関わることができるよう、教職員の働き方の見直しやDXの観点からの抜本的な業務改善を促進し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立させた教職員のウェルビーイングの確保を図ります。また、課題が複雑・困難化する学校・園において、組織的に課題解決が図られるよう、学校・家庭・地域の連携・協働を推進し、地域の教育力の向上に取り組みます。

1 これまでの取組

● 教育の質向上させる働き方改革

電話の音声ガイダンス対応、夏季一斉閉庁日^{※1}の設定、部活動指導員の配置や部活動補助員の派遣、休暇取得を促す取組の推進など教職員の負担軽減を行い、日々の教育活動の中で心身ともに穏やかな状態で児童生徒に向き合うことができる環境づくりに力を注いでいます。

● 地域で支える教育の推進

学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の全校への設置に向け、令和4年度からモデル校での運営上の課題分析を行ってきました。文部科学省CSマイスター^{※2}を講師に招いた教職員研修や保護者や地域人材と教職員合同の研修を実施し、関係者の学校運営協議会(コミュニティ・スクール)への理解を深め、地域とともにある学校づくりを進めています。また、新たに設置を希望する学校に対しても説明会を実施し、円滑な設置にむけた支援を進めています。

● 広報活動

教育委員会や学校の取組、子どもたちの様子などをホームページやYouTube、市の広報紙等を活用し、広く情報発信しています。

● 子どもの安全見守り

小学校・子ども園の正門前に受付員、登下校時の通学路等に交通専従員を配置し、安全見守り活動を行っています。従来の子ども110番や見守りボランティア制度の活用に加え、日本郵便(株)・摂津警察署との「子どもの見守りにかかる連携協力に関する協定」を締結し、「ながら見守り^{※3}」実施のための連携体制を構築し、地域と一体になった子どもの見守りを実施しています。また、通学路等交通安全プログラム^{※4}に基づき、関係機関と合同点検を実施し、児童生徒の安全確保に努めています。

2 課題

複雑化・困難化する課題への対応により、学校が担う業務は多岐にわたり、教職員の多忙化や教職員の欠員問題、採用倍率の低下等が社会的問題となっています。子どもと向き合う時間を確保するためには、抜本的な業務改善に取り組むことが喫緊の課題であり、働き方改革を推進し、これまでの「働く量」をより高い「働きの質」に転換していく必要があります。

また、地域の特色や人材を活用した授業や体験活動を充実させ、子どもたちの学びの質を高めていくため、今後も積極的に、家庭・地域に対し、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)への理解を一層促進していく必要があります。

さらに、子どもたちの交通安全・防犯の強化のためには、通学路等の交通安全対策に加え、「ながら見守り」のような緩やかな見守りの仕組みを、保護者をはじめ地域全体に拡げていく必要があります。

3 施策の展開

②教育の質を向上させる働き方改革推進

学校や教職員が担う業務について、各校や地域の実情に応じて役割分担等を検討し、教職員が本当に必要な業務に集中できる持続可能な体制づくりを進めます。それによって生み出された時間で、教職員がこどもたちと過ごす時間や自らの資質・能力の向上を図るための時間を確保し、教育の質の向上につなげます。また、教職員の出退勤及び各種休暇等の制度の申請や教職員間の連絡や事務の遂行、書類の配付や提出などの校務を行うにあたって、出退勤管理システムの導入や校務支援システム^{※5}の更なる活用を推進し、校務のDX化^{※6}を推進します。

③地域で支える教育の推進

地域や家庭における「地域とともににある学校づくり」への理解促進に向けて、地域学校協働活動推進員^{※7}等の人材確保に取り組むとともに、教育委員会や学校の取組、学校でのこどもたちの様子を、ホームページや YouTube、市の広報紙等を活用して積極的に情報発信します。また、交通安全・防犯の観点での見守りや通学路等における危険箇所対策の適正化などに地域と一体になって取り組むことで、こどもたちの安全を確保します。

4 成果指標

成果指標		R6度実績値	R13度目標値
1	時間外在校等時間の月平均30時間以上の教職員の人数	233人	0人
2	「コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解は深まった」と肯定的答えた学校の割合 ^{〔◆〕} (小中学校)	66.6%	100%

〔◆〕全国学力・学習状況調査の質問項目を指標としています。

※1 夏季一斉閉庁日：夏季休業期間中の8月13日～8月15日に学校を閉庁し、教職員が休暇を取得しやすくなるための取組。

※2 文部科学省CSマイスター：コミュニティ・スクールや地域学校協働活動についての有識者で、文部科学省から委嘱を受けた人材。教育委員会等の要請により派遣され、すべての公立学校におけるコミュニティ・スクールの導入及びその機能の充実を図る役割を担っている。

※3 ながら見守り：日常生活の中で、保護者や地域住民、地域企業が無理のない形でこどもたちの様子に目を配る見守り活動。

※4 通学路等交通安全プログラム：関係機関が連携して通学路の点検や改善を行い、児童生徒の安全を確保するための取組。

※5 校務支援システム：校務の効率化と正確性向上のため、出席管理や成績処理、児童生徒の情報管理などを行うシステム。

※6 校務のDX化：校務支援システムなどのデジタルツールを活用し、業務の効率化や情報共有の円滑化を進めること。

※7 地域学校協働活動推進員：学校と地域をつなぐ役割を担い、地域人材の活用や協働活動の調整を担う人材。

